

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本郵船株式会社			コード	9101
提出日	2021/5/19	異動（予定）日	2021/6/18		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役及び社外監査役の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	片山 善博	社外取締役	○													○		有
2	国谷 裕子	社外取締役	○													○		有
3	田邊 栄一	社外取締役	○										○					有
4	中曽 宏	社外監査役	○													○		有
5	桑原 聡子	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当無し	自治省（現総務省）において要職を歴任し、2010年から2011年まで総務大臣を務めるなど、官界・政界・学界における豊富な経験を通じて培われた幅広い知識・見識、人脈を有しており、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っている。また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準及び当社が制定している「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしており、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有していると考えられるため。
2	該当無し	キャスターとして長期にわたり、政治・経済・国際関係・社会等に係る問題を幅広く提起してきた経験と豊富な見識を活かし、多様な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っている。また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準及び当社が制定している「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしており、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有していると考えられるため。
3	田邊栄一氏が、過去において業務執行者であった三菱商事株式会社との間には取引関係がありますが、当該取引金額のそれぞれの売上高に占める比率は1%以下であり、取締役として独立した立場で株主のために判断することに支障はないと判断しています。	三菱商事株式会社にて取締役副社長執行役員等を歴任した豊富な経営と業務執行の監督の経験に基づき、企業経営全般に対する知見を活かし、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っている。また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準及び当社が制定している「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしており、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有していると考えられるため。
4	該当無し	日本銀行において副総裁を務めた経歴を有し、同行における豊富な実務経験を通じて培われた金融・経済分野全般に関する幅広い知見と、金融システム、市場取引、国際金融に精通する専門性を活かし、客観的・独立的な立場より、当社の業務執行に対する適切な監督に寄与いただくと判断したため。また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準及び当社が制定している「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしており、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有していると考えられるため。
5	該当無し	弁護士としての活動を通じた主に企業法務・金融法務分野における豊富な実務経験と法律に精通する専門性を活かし、客観的・独立的な立場より、当社の業務執行に対する適切な監督に寄与いただくと判断したため。また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準及び当社が制定している「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしており、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有していると考えられるため。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。